

別表（第2条関係）

対象活動	活動の対象	算定基準額（円）
(1) 青少年問題に関する啓発に関すること	青少年 または 地域住民	区単位 30,000 円 / 回 各地域 10,000 円 / 回
(2) 青少年の指導及び相談に関すること	青少年	区単位 50,000 円 各地域 11,000 円
(3) 地域における青少年の健全育成に関すること	青少年	区単位 268,000 円 / 回 各地域 78,000 円 / 回
(4) 青少年指導に関する研修会等開催	青少年指導員 および 新たな担い手	区単位 40,000 円 / 回 各地域 15,000 円 / 回
（事務費）	委嘱業務にかかる 事務	上限額 交付対象経費総額の10%

複数の地域で事業を共同実施する場合は、各地域の単価の合算を基準額とする。